

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るモニタリングの実施等について

令和2年3月3日

芦屋市障害福祉課・子育て推進課

令和2年2月25日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る 障害者（児）への相談支援の実施等について」において、下記通知を準用する旨の連絡がありましたので、具体的な対応方法について、お示しします。

※令和元年10月13日付事務連絡「令和元年台風第19号による災害に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」より抜粋

サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、同条第2項第11号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

（1）モニタリングの実施について

サービス利用の更新月にかかるモニタリングは実施してください。

ただし実施方法は下記のとおり、電話での聞き取りも可能とします。

予定モニタリング時期	次回モニタリング月	実施の必要性	実施方法	備考
更新月		実施	面談 または 電話	電話の場合は電話聞き取りの旨記載すること
3月・4月	(ア) 2か月以内 (5・6月)	省略可能	(電話)	[実施する場合] 電話聞き取りにて聞き取りを行った旨を記載すること。 [実施しない場合] ・3・4月分削除のモニタ変更届は不要 ・次回(5・6月)にモニタを実施
3月・4月	(イ) 2か月以降 (7月以降)	省略可能	(電話)	[実施する場合] 電話聞き取りにて聞き取りを行った旨を記載すること。 [実施しない場合] ・3・4月分削除のモニタ変更届は不要 ・次回モニタまでに、1度追加モニタを実施すること (モニタ追加の変更届には、コロナウイルス拡大によるモニタ月変更と記載)

(2) 3月・4月のサービス担当者会議の実施・加算算定について

サービス更新や、その他状況確認のため、担当者会議を実施する必要がある場合は、電話による各関係者への聞き取りも可能とします。

平常時と同様に、所定様式（【別添資料2】計画相談支援各種加算 標準様式）に記録し、モニタリング報告書と併せて提出してください。

(3) 地域移行支援・地域定着支援について

①実施方法について

新型コロナウイルスの影響により、病院や施設、居宅への訪問支援の実現ができない場合は、電話等による支援も算定対象とします。

②提出物

電話等による聞き取りとなった場合はその旨を記載の上、実績記録表（利用者押印必要）と記録を提出してください。

支援自体がなされていない場合は通常と同様に対象外とします。

(4) 認定調査について

予定通り、芦屋市障害福祉課職員により実施します。

同席等は任意とします。

ただし、施設・病院入所中の対象者については、当該施設との協議により実施を検討します。

(5) 障害福祉サービス・地域生活支援事業サービスの支給量について

市内の学校の休学に伴い、児童の日中活動の場の確保について、

長期休みと同様の取り扱いとします。

個々の事情を鑑み、相談及び申請がある場合は支給量の見直しを検討します。

※一律変更は致しませんのでご注意ください。

なお、放課後等デイサービスにつきましては、別添の子育て推進課事務連絡「**新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について**」を確認してください。

(6) 18歳児童の卒業後利用サービスについて

高校3年生の卒業後、障害福祉サービスの通所施設（就労継続支援A型・B型・就労移行支援・生活介護）を利用される予定の方は、通所予定の事業所と利用開始日を今一度確認の上、申請してください。